

法務省民事局参事官室 御中

「民事訴訟法（I T化関係）等の改正に関する中間試案」
に対する意見

2021 年（令和 3 年）4 月 28 日

〒112-0014

東京都文京区関口 1-8-6 メゾン文京関口 II202 号

TEL: 03-5227-8255 / FAX: 03-5227-8257

自 由 法 曹 団

第1. 中間試案「第1（総論）の1」について

意見の要旨

丙案が採用されるべきであり、甲案・乙案のいずれにも反対する。

理由

(1) オンライン提出の義務化は、IT機器やネット環境を利用できない国民や不得手な国民の「裁判を受ける権利」の行使を著しく困難（不可能な事態も生じうる）もしくは萎縮させる。この点、裁判手続に関する本人サポートの議論があるが、どこがどう担うのか、地域的にも全国をあまねくカバーできるのか、費用負担はどうなるのか等、不明なままである。非弁行為の温床になる懸念もある。そもそも、元々、国民が単独で行えた裁判手続（申立の場合も応訴の場合も）が、サポートを受けなければ対応できないといった事態がもたらされること自体、裁判を受ける権利の行使を著しく困難もしくは萎縮させるものであり、裁判を受ける権利の侵害である。また、本来、裁判所が国民をサポートすることが（特に記録の電子化関係等）裁判所の役割であるにもかかわらず、裁判所以外に委ねようとする議論状況もある。このようにサポート制度の内容すら定まっていけないのに、オンライン提出の義務化の議論が先行している現状は、拙速との誹りを免れない。

(2) 国民の裁判を受ける権利は、すべての国民が享受できる憲法上の権利である。この権利行使の機会向上が、民事裁判手続のIT化の本来的使命であり、利便性は、この裁判を受ける権利の行使の機会向上に資するかどうかの観点から検討されるべき一要素に過ぎない。

主張書面や証拠には、個人の極めてセンシティブな情報が多数含まれているのが常である。こうしたセンシティブな情報について、オンライン化することによる漏洩を危惧する者が少なくないであろうことは容易に予想される。こうしたプライバシー上の懸念、あるいは自己決定権（憲法13条）を無視することは決して許されない。

民事裁判手続のIT化が、セキュリティを含めて信頼できるシステムを構築するとともに、真に国民の利便性に資する制度であるならば、義務化をせずとも、必然的に利用者は増えていく。例えばオンライン申請を認めている登記手続は従来の窓口申請も併存させているし、司法におけるIT制度の先進の例としてあげられる大韓民国でも弁護士を含めてオンライン提出を義務化する制度になっていないが、実際にはいずれもオンラインの申請・提出が広く利用されてきている。また、IT化が進んでいる諸外国の例をみても、最初は訴訟記録の電子化から、それも一気にではなく、相応の期間をかけて段階的に整備・拡充してきたものである。まずは、信頼性（セキュリティを含め）・安定性・利便性の確保されたシステム作りから開始されるべきである。

また、とりわけ本人に対してオンライン提出を義務化している国は、資料に接する限りシンガポール位しか見当たらない。

- (3) 以上のとおり、オンライン提出の義務化は、国民の裁判を受ける権利の侵害となるものであり、国民は当然のこと、仕業にも、オンライン提出を義務化する必要はないから、本提案に断固反対する。

第2. 中間試案「第1（総論）の3（訴訟記録の電子化）」について

意見の要旨

中間試案「第1の3の（注2）」を引き続き検討することに反対する。

理由

国際的に見ても、書面の電子化は、基本的には裁判所の業務（責務）であるから、「役務の対価」という概念自体が不適切である。また民事裁判手続のIT化によって、これまで以上に、当事者に負担を負わせることは相当ではない。手数料を徴収することは、オンライン提出を経済的に強制するようなものであり、また、書面提出者の経済的負担が増加し、その者の裁判を受ける権利を侵害する結果にもなりかねず、反対である。

第3. 中間試案「第3（送達）」について

意見の要旨

- 1 中間試案「第3の（4）」に反対する。
- 2 中間試案「第3の（注1）」の考え方に反対する。現時点においては、訴状はシステム送達の対象から外すべきである。
- 3 中間試案「第3の（注2）」について、通知アドレスの届け出をしていない当事者に送達する場合、裁判所が書面へ出力した上でこれを送達する考え方に賛成する。なお、書面の出力のための手数料を徴収することに反対する。

理由

1 みなし規定について（中間試案「第3の（4）」及び「第3の（注3）」について）

- (1) 電子メールの信頼性には限界があり、システム送達が円滑に実施できる保証などない。まずは、システム送達が円滑に実施できるかについて、十分な検証を行うのが先決である。
- (2) とりわけ、訴状等の主張書面の送達は、国民の裁判を受ける権利に直結する問題であり、また、決定書や判決書の送達は、国民の権利関係に関係する重大な問題である。送達が、このように重大な問題を孕んでいる手続きであることに鑑みれば、訴状や決定書、判決書など、その法的効果が受送達者の権利や法的地位に重大な影響を及ぼすものや、当事者が将来の送達を予見できないような書面については「みなし規定」の対象とすべきではない。このような書面については、通知を発信した日から一定期間を経過したにも関わらず、受送達者において閲覧がなされず送達が完了しない場合には、従来どおりの書面による送達を行うべきである（なお、訴状については、そもそもシステム送達の対象にすべきでないことは、以下の2で述べる）。

また、送達の実務上、重要な手続であることに鑑みれば、「みなし規定」の起算日は、通知アドレスへの「通知を発出した日」ではなく、受送達者が「通知を受信した日」とすべきであるし、受送達者の責めによらない事由により通知を受領することができなかった場合や電子書類にアクセスできなかった場合には「みなし規定」を適用しないものとするべきである。

2 訴状のシステム送達について（中間試案「第3の（注1）」について）

訴状のシステム送達の場面は、事件管理システムの事前登録制度を設けた場合に想定される。しかし、事前登録制度について、法制審議会において議論がなされたものの、懸念される弊害が大きく、具体的な成案には至っていない。たとえば、訴状のシステム送達がありう

るとなると、なりすましによる判決の詐取、メール等による訴訟詐欺、消費者被害などの懸念がある。また、真実事前登録をしていたとしても、訴状のシステム送達のメールの見落としやメール不着なども起こりうる。このように、訴状のシステム送達には懸念される弊害が大きすぎる。

民事裁判手続のIT化が進む各国においても、訴状は、概ね書面送達がなされることが基本とされているようである。

このような状況下で、訴状のシステム送達について、その運用に任せて適用場面を拡大させることは、被告の利益を侵害するおそれ大きいことから、現時点においては、訴状はシステム送達の対象から外すことが相当である。

したがって、中間試案「第3の(注1)」の考え方に反対する。

3 通知アドレスの届出をしていない当事者に対する送達について(中間試案「第3の(注2)」について)

裁判所が出力して印刷した文書を送達すべきである。なお、書面の出力に要する費用については、当事者に負担させるべきではなく、裁判所の負担とすべきである。国際的に見ても、書面の電子化は、基本的には裁判所の業務(責務)である。また、民事裁判手続のIT化によって、これまで以上に、当事者に負担を負わせることは相当ではない。一定の手数料の納付を求めることは、システム利用を経済的に強制するようなものであり、また、当事者の経済的負担が増加し、その者の裁判を受ける権利を侵害する結果にもなりかねず、反対である。

第4. 中間試案「第5（口頭弁論）の1」について

意見の要旨

中間試案「第5の1」で提案されている「ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続」には反対する。当事者の意思に反するウェブ会議等の方法による口頭弁論は認められるべきではない。ウェブ会議等の方法による口頭弁論期日は「当事者双方の同意」を要件にすべきである。

理由

- (1) 中間試案「第5の1」の提案は、当事者が異議を述べたとしても、裁判所の判断でウェブ会議等の方法による口頭弁論期日の開催を決定することを可能とするものである。当事者は、裁判所に対し、直接自らの声で、自己の主張を述べることが許されるべきであり、当事者双方あるいは当事者の一方が在廷での口頭弁論期日の開催を要求しているにもかかわらず、裁判所が、その判断で、ウェブ会議等の方法による口頭弁論期日の開催を強制できてしまうのは、直接主義、口頭主義、公開主義といった訴訟原則の長所を減殺し、ひいては裁判を受ける権利を後退させるものである。
- (2) また、例えば、公害事件や労働事件など、多数の当事者が原告となり、国や大企業が被告となっている事件がある。このような事件では、原告訴訟代理人が各口頭弁論期日で、訴訟の意義、主張の要点等について弁論することが多い。また、このような事件では、当事者本人が裁判官の面前で自らの言葉で語ることが行われており、書面では伝えることのできない生の声を裁判官に届けることができる。このような弁論は、直接主義、口頭主義の本旨に則った有用なものであり、裁判所の心証形成、充実審理等にも重要な役割を果たしている。

そして、弁論が公開の法廷でリアルな形で行われることも重要である。当事者の家族、事件の支援者・関係者、記者らが固唾をのんで見つめる中で行われるからこそ、弁論が裁判官の心を動かすのであり、時には、被告側の関係者の心さえ動かすこともある。また、弁論を直接、公開の法廷でリアルに聞くからこそ、関係者や傍聴者、記者らの心を動かし、正当な解決をとの声や動きにつながるのである。立法的解決への大きな力を発揮することもある。

なお、希望する一方当事者は自分が法廷に出席すればよいという議論があるかも知れないが、法廷の相手席に誰もおらずモニター越しという状況では、迫りに欠けた法廷となってしまふ。リアル法廷を少なくとも一方当事者が希望する場合は、ウェブ会議等の方法による口頭弁論は認めるべきではない。

たとえインターネット等の技術が向上しても、ウェブ会議等の方法による弁論が、当事者が在廷している法廷で裁判官が五感を通じて弁論を聞く場合と比べ、裁判官の得られる情報や感銘力において劣るものであることは論をまたない。また、前述したとおり、傍聴者にと

ってもモニター越しの弁論では、その効果は大きく減殺される。なお、中間試案では、傍聴者が見ることのできるモニターの設置さえ保障していないが、それでは傍聴者には音声しか分からないことになってしまう。少なくとも傍聴者が見ることのできるモニターを法廷に設置することは必須である。

- (3) 以上より、裁判所の判断で、ウェブ会議等の方法による口頭弁論の開催を決定できる本提案に断固反対する。

第5. 中間試案「第9の1（証人尋問等）」について

意見の要旨

- 1 中間試案「第9の1の（1）のア」の提案には反対する。
- 2 中間試案「第9の1の（2）」について反対する。ウェブ会議等を利用する場合は、「適正な尋問を行うことができる場所」を、最寄りの裁判所等の裁判所に限定すべきである。

理由

1 要件について（中間試案「第9の1の（1）のア」について）

中間試案「第9の1の（1）のア」の提案は、遠隔地要件（現行法204条1号）を、「証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、裁判所に出頭することが困難であると認める場合であって、相当と認める時」という要件に改めるというものであるが、中間試案の補足説明にも記載されているとおり、受訴裁判所は、証言内容のみならず、証人の表情や声、動作、態度などを総合考慮して、心証形成していくものである。モニター越しの証人尋問では十分な心証形成ができない可能性が高く、直接主義の後退をもたらすことは明白である。それゆえに、ウェブ会議等を利用した証人尋問には慎重であるべきである。

中間試案の提案では「その他の事情」を考慮できることとなるが、どのような事情がこれに含まれるのかは明らかでない。補足説明には、「部会では、医師や研究者などの専門家である証人が多忙のために受訴裁判所に出頭することが困難な場合…にも、この要件に該当すると考えるべきとの意見もあった。」などと記載されているが、このような場合にも要件を充足するとなれば、ウェブ会議等を利用した証人尋問が大幅に拡大し、直接主義の後退をもたらすことは必至である。

中間試案「第9の1の（1）のア」の提案は、直接主義の後退をもたらす危険性が高く、反対である。

2 場所の規律（中間試案「第9の1の（2）」について）

証拠調べにおける証人尋問の重要性に鑑みれば、証人が真実を語る環境を維持することが必要であり、厳かな雰囲気をもつ法廷に現実に出頭することは重要である。さらに、裁判所外で実施することは、裁判所による法廷警察権や訴訟指揮権を十分に行使することができず、また本人確認をどうするか、把握できない形での不当な介入や非弁行為の恐れなどが強く懸念される。当事者双方が合意する場合で、裁判所が相当と認める場合としても、このような恐れは、払拭できない。中間試案「第9の1の（2）」の「要件」では、「適正な尋問を行うことができる場所」の要件としてあまりにも不十分である。したがって、ウェブ会議等を利用する場合は、最寄りの裁判所等の裁判所に限定すべきである。裁判所であれば、その裁判所の職員が関与することができるので、本人確認もできるし、不当な介入や非弁行為を回避しうる。また実際問題としても、証人所在場所でのIT機器はどうするか、IT機器の操作をだれが行うかという問題もあるが、これも、いずれかの裁判所であれば裁判所の機

器を職員が操作することができる。また、裁判所は、支部や簡易裁判所、家庭裁判所も含め、日本全国に存在しており、証人に便利の良い裁判所に出頭を求めることは、それほどの負担を求めるものではない。

第6. 中間試案「第10（その他の証拠調べ手続）の3」について

意見の要旨

中間試案「第10の3の（1）」で提案されている「裁判所外における証拠調べ」には反対する。当事者の意思に反するウェブ会議等の方法による証拠調べは認められるべきではない。

さらに、中間試案「第10の3の（2）」のハイブリッド方式による証拠調べを、現行法第185条の「裁判所外における証拠調べ」と位置付けることに反対する。

理由

- (1) 証拠調べは公開の法廷で、裁判官の面前で行うのが原則である。当事者双方あるいは一方の意思に反するウェブ会議等の方法による裁判所外の証拠調べは認められるべきではなく、当事者の同意が要件とされるべきである。
- (2) また、中間試案「第10の3（2）」の提案では、ハイブリッド方式の証拠調べは「口頭弁論期日」でないとされ、現行法185条の「裁判所外における証拠調べ」に位置づけるとされている。

しかし、このように位置づけてしまうと、現行法185条の「裁判所外における証拠調べ」は要件が緩すぎる規定のため、当事者が異議を述べたとしても、裁判所は「相当と認める」だけで、ハイブリッド方式による証拠調べの開催を決定できてしまう。しかも、「口頭弁論期日」でないとされるため、口頭弁論期日におけるウェブ方式の人証調べの際に必要とされる要件（現行法204条の遠隔地要件等（中間試案では出頭が困難と認められる場合））さえも不要とされてしまう。

さらに、別の項目で、ウェブ方式の検証は「裁判所が相当と認める場合であって、当事者に異議がないとき」に行えるという提案がされているにもかかわらず、ハイブリッド方式の検証は、裁判所が「相当と認める」だけで実施できるという提案がなされている。

当事者の双方又は一方が、在廷での証拠調べの開催を要求しているにもかかわらず、裁判所の判断で、ハイブリッド方式による証拠調べの開催を強制することを可能とすることは、直接主義を減殺するものであり、裁判を受ける権利の侵害である。

- (3) また、ハイブリッド方式の証拠調べは、「口頭弁論期日」ではないから、非公開でよいと提案されている。しかし、公開の原則は、憲法上の要請である。本提案は、公開の原則を否定するものと言わざるを得ない。
- (4) 以上のとおり、本提案は、直接主義の後退をもたらす公開原則を否定する提案であり、国民の裁判を受ける権利の侵害である。ハイブリッド方式による証拠調べ（人証調べや検証）にはそもそも反対である。当事者主義や公開主義を損なわせる改正をすべきではない。「第9の1 証人尋問等」「第10の2 検証」の項目に位置づけ、さらに、当事者双方の同意を要件とするなどが必要である。

第7. 中間試案「第6（新たな訴訟手続）」について

意見の要旨

「新たな訴訟手続に関する規律を設けない」とする丙案に賛成する。甲案・乙案のいずれにも反対する。

理由

(1) 「新たな訴訟手続」は、甲案、乙案のいずれにおいても、審理期間が制限されることになるが、これにより、主張や証拠を提出する機会も必然的に制限されることとなる。いずれの案も、「期間限定訴訟」であり、決められた期間がきたら、主張立証が尽くされていなくても審理が終了とされてしまう。その結果、粗雑な審理や誤った判断がなされる危険性がある。

そもそも、裁判は、当事者が主張立証を尽くし、権利の実現（もしくは防御）を目指す制度である。事前に、訴訟の相手方の主張や保持している証拠を把握できていないことも多く、その趨勢は極めて流動的である。新たな訴訟手続は、脆弱な根拠しかない訴訟の初期の段階で、当事者から同意を取り、それを理由に訴訟上の主張・立証の機会を制限する制度である。このような新たな訴訟手続制度は、憲法32条の法意に悖り、許されない。

民事裁判利用者に対する調査においても、国民が裁判に求めているのは、「公正で充実した裁判」であって、「時間は、それほど大きな要素ではない」との調査結果が出ている。国民は、裁判を真実の発見、真相の解明の場として捉えているのであって、新たな訴訟手続は、国民の意思に反している。

甲案、乙案のいずれにおいても、一定の場合に、通常の訴訟手続への移行が予定されているが、通常訴訟移行後も、同じ裁判体が審理を行うこととされている。しかし、同一の裁判体が、新たな訴訟手続での審理を白紙に戻して、通常訴訟としての審理・判断を公正かつ適正に行うことは事実上見込めない。甲案では、いったん言い渡した判決を同じ裁判体において異なる審理・異なる判断をすることは、事実上見込めない。乙案では、いったん作成した審理計画が、實際上、大きな影響力を持つことは否めない。

新たな訴訟手続は、国民の「裁判を受ける権利」の侵害に他ならず、このような制度は近代民事訴訟の原則に反することから、諸外国にも存在していない。

(2) 「新たな訴訟手続」の制度趣旨は、裁判の迅速化や期間予測の明確化と説明されている。

しかし、日本の平均審理期間は諸外国と比べて遜色がないと指摘されている。また、「新たな訴訟手続」になじむとして説明されたような事案は、現在でもあまり変わらない期間で終わっている。民事訴訟事件の事件数の横ばい状況についても、多角的な分析が必要であり、その要因を、裁判の迅速や期間予測の問題と決めつけることはできない。新たな訴訟手続が立法事実を欠いていることは明白である。

また、新たな訴訟手続では、「訴訟提起から第1回口頭弁論期日までの期間（甲案）」もし

くは「訴訟提起から審理計画作成までの期間（乙案）」や「審理の終結から判決（又は和解）までの期間」が考慮されておらず、さらに、この制度への懸念・批判を回避するために通常訴訟に移行することが可能とされているため、裁判の迅速化や期間予測の明確化という制度趣旨と矛盾した制度になっている。しかも、通常訴訟への移行に関する例外についての基準はあいまいで、担当裁判官の判断次第であるから、期間の予測可能性があるとはいえない。

- (3) また、乙案では、答弁書の提出後速やかに審理計画を定めるための協議を行うこととされている。しかし、審理計画と違うことが途中で必要になった場合のリスクがあるため、当事者は審理計画の協議に慎重にならざるを得ない。そのため、審理計画作成までに相当の時間を要し、提訴から結審までの期間が長期に及ぶ可能性がある。これでは、裁判の迅速化や期間予測の明確化という制度趣旨と矛盾することにもなる。

逆に、審理計画の作成も証拠の採否も裁判所の権限であるから、裁判当初の相手の主張や証拠の全容が分からない段階での審理計画協議に際して、裁判所によって短期間で審理計画作成となり、実際に審理が始まってから必要な主張や立証が判明する可能性もある。そのため、当事者の一方の申立てによって通常訴訟に移行した場合、裁判の迅速化や期間予測の明確化という制度趣旨と矛盾することにもなる。しかし、通常訴訟への移行申立を認めなければ、裁判を受ける権利の観点から問題となる。根本的に矛盾を抱える制度提案なのである。乙案で想定されるような事案は、現行法においても、いわゆる計画的審理に関する147条の2の規定があり、拘束力のない審理計画を立て、それに従って訴訟を遂行していくことは可能である。乙案のような弊害のある制度を設ける必要性はない。

- (4) そもそも、「新たな訴訟手続」は、IT化と全く関係がない制度である。裁判官がこの手続に慣れてしまった場合には、通常の訴訟手続でも、粗雑な審理、判断が行われるようになる可能性もある。また、裁判官は同時に多数の事件を抱えており、次々に新件が入ってくるから、そこに「期間限定訴訟」が持ち込まれると、そのタイムスケジュールをこなすことを優先させて通常訴訟が後回しにされるなどのしわ寄せが起きる懸念もある。

以上のとおり、新たな訴訟手続は、立法事実を欠いているばかりか、その制度趣旨との間でも矛盾を抱えた制度になっている。しかも、国民の裁判を受ける権利を侵害する、ラフジャスティス（粗雑な審理・粗雑な判断）を惹起する、民事裁判全体を変容させる、といった弊害のある制度である。そのため、甲案であろうと、乙案であろうと、新たな訴訟手続の導入は絶対になされるべきではない。

第8. 中間試案「第11（訴訟の終了）の2（3）（新たな和解に代わる決定）」について

意見の要旨

乙案が採用されるべきであり、甲案に反対する。

理由

- (1) 「和解を試みた」が「和解が調わない」ことが「要件」とされているが、かかる要件は容易に充足可能であり（裁判所はいつでも和解を試みることができる）、要件としての縛りの役割を一切果たさない。本提案は、対象事件や当該決定の時期や決定内容について制限を設けていないに等しく、訴訟のどの段階で、どのような内容の和解に代わる決定をするのかについては、裁判所の裁量に委ねられることになる。

その結果、裁判所が当事者の求める訴訟物を超えて和解に代わる決定をすることが可能となるが（「衡平に考慮し」は、何ら縛りにならない）、民事訴訟における訴訟物の設定・選択は当事者の専権であって、訴訟物を超えたより広い範囲での紛争解決に関し、裁判所がイニシアティブを握ることは、法の予定するところではない。「新たな和解に代わる決定」は、民事訴訟における当事者主義を蔑ろにするおそれがある。

また、「新たな和解に代わる決定」は、裁判所が理由を示した判断をする必要がないため、厳格な事実認定をおろそかにした紛争の幕引きが図られるおそれがある。裁判所が事件処理を進めるため、又は判決理由を示すことを回避するための手段として、この制度を濫用し、和解に代わる決定が乱発されるおそれは否定できない。決定に対して異議を申し立てることができるといっても、同じ裁判体が判決を書くのであるから、当事者は、決定よりも不利な判決になることを危惧して異議を諦めることになるだろう。当事者には「判決を求める権利」があるにもかかわらず、この重要な権利を侵害するものである。

- (2) 現在の和解制度は、裁判官もしくは当事者が和解について意見を述べ、あるいは和解案を提案し、それを当事者が協議し、互譲により和解が成立する。和解は強制されるものではなく、裁判官も判決の判断と大きく異なる和解案を出すことに抑制的となることから、裁判官も当事者も互いの意見を聞きながら慎重に協議をする。この現在の実務に何ら問題はない。しかるに、「新たな和解に代わる決定」制度が導入されると、裁判官にいつでもこの制度が使えるという意識が生じると、裁判官の和解に臨む姿勢が変容し、現在の和解制度の良さが失われる懸念がある。

また、現在でも、ふさわしい事案については、一旦、調停手続に切り替えた上で、「調停に代わる決定」という制度を利用することが可能である。法改正しなくても何ら不都合はなく、立法事実がない。

- (3) 民事裁判手続のIT化は、わが国の民事訴訟制度に大きな変革をもたらすものであり、時

間をかけた慎重かつ丁寧な議論が必要である。そのような時期に、民事裁判手続のIT化と関係のない、しかも弊害があまりにも大きい「新たな和解に代わる決定制度」の議論に多くの時間を費やすべきではない。

「新たな和解に代わる決定制度」は、導入の必要性が乏しく、立法事実も明確でない。むしろ、裁判官の拙速な事件処理や判決回避の見地から濫用される危険性が高く、国民の裁判を受ける権利の侵害となるものであるから、導入するべきではない。

以上